明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年七月七日

○第十六回国会　衆議院会議録第十八号

昭和二十八年七月七日（火曜日）
議事日程　第十七号
午後一時開議
第一　一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）
第二　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）
第五　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　金管理法案（内閣提出、参議院送付）
第七　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）
第八　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第九　健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十　厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十一　船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十二　国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十三　消防施設強化促進法案（内閣提出）
第十四　臨時船舶建造調整法案（内閣提出）
第十五　海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第十六　臨時船質等改善助成利子補給法案（内閣提出）

●本日の会議に付した事件
領土に関する決議案（益谷秀次君外三十九名提出）
九州地方水害調査慰問派遣議員団の現地調査の報告
日程第一　一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）
日程第二　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）
日程第五　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第六　金管理法案（内閣提出、参議院送付）
日程第七　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）
日程第八　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第九　健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十　厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十一　船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十二　国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十三　消防施設強化促進法案（内閣提出）
日程第十四　臨時船舶建造調整法案（内閣提出）
日程第十五　海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第十六　臨時船質等改善助成利子補給法案（内閣提出）

午後二時四十一分開議
○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

領土に関する決議案（益谷秀次君外三十九名提出）
（委員会審査省略要求事件）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、益谷秀次君外三十九名提出、領土に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。
○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
領土に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。上塚司君。

領土に関する決議案
領土に関する決議
平和条約の発効以来、歯舞及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿望であり、また、沖縄、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも国民久しく切望し来つたのである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要望したが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、国民のひとしく遺憾に堪えないところである。

よつて政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

〔上塚司君登壇〕

○上塚司君　ただいま議題となりました領土に関する決議案につき、小会派クラブを除く各党派を代表いたしまして、その趣旨を弁明いたします。

まず、決議案の全文を朗読いたします。

領土に関する決議案

平和条約の発効以来、南鳥及び色丹島等の復帰を図ることは、わが国民あげての宿望であり、また、沖縄、奄美大島、小笠原諸島等が内地の施政から切り離されている不便を除去することも国民久しく切望し来つたのである。本院においても、院議をもつてしばしばこれを要望したが、いまなお、その実現を見るに至らないことは、国民のひとしく遺憾に堪えないところである。

よつて政府は、速やかにこれら諸島が完全にわが国に帰属するよう最善の措置を講ずべきである。

右決議する。

サンフランシスコで署名せられました平和条約は、すでにその効力発生後一年有余に及び、わが国民は領土問題の公正なる解決を希望すること切なるものがあります。本案におきましても、同条約に関連してしば〳〵熱心に論議せられ、特に昨年七月には領土に関する決議、同年十二月には奄美大島に関する決議等をもつて、政府に対しすみやかに適切なる措置を講ずべきことを要望いたした次第であります。しかるに、政府の努力にもかかわらず、今日に至るもさしたる進捗を見ないことは、まことに遺憾にたえない次第であります。

そも〳〵一国の領土はその国民の歴史的、精神的淵源であり、その国民的感情に重大なる影響を及ぼしますことは、いまさら言うまでもないところであります。さらに、わが国が八千五百万の人口を擁し、領土は平和条約により四大島及びその付属小島嶼に限定せられました今日において、零細な土地でも国民の生存及び経済の自立にはまことに貴重なる一部であること、また理の当然であります。

決議案の最初にあげました南鳥及び色丹島につきましては、平和条約において、わが国は千島列島に対する権利を放棄するのやむなきに至りましたが、これらの諸島が連合国のいずれの国に帰属すべきかは平和条約において確定しておりません。昭和二十年二月、米、英及びソ連三国間に結ばれましたヤルタ協定は、千島列島はソ連邦に引渡すと定めておりますけれども、元来この協定は、これら三国がひそかに締結いたしました協定でありまして、直接にわが国を拘束するものではありません。かつ、千島列島の範囲、限界につきましては、すこぶる明瞭でなく、関係各国の意見も必ずしも一致していないようであります。わが国の立場から申しますれば、従来日露間の交渉条件となりました安政元年の日露和親条約、明治八年の樺太千島交換条約に掲げられました千島は、いわゆる北千島及び中千島でありまして、択捉、国後島のいわゆる南千島を含むものではありません。従つて、条約等に現われた千島は、いわゆる北千島及び中千島だけをさしたものと解釈することが歴史家の通説であります。さらに、そのはるか南方に位します南鳥諸島、色丹島に至りましては、地理上及び地質上もまつたく千島列島ではありません。その事実は、連合軍総司令部の占領中に出しました公式文書にも明らかにこれを認めており、サンフランシスコ平和会議の際のダレス米国代表の演説においてもこれを明らかにいたしております。ただ、戦時中わが国の千島守備隊司令官のもとに守備せられておりましたため、降伏の際、千島諸島とともに同時にソ連軍に占領せられた偶発的事情がありまして、今日なおそのままに占領が継続されておるにすぎないのであります。ソ連とわが国とはいまだ平和の回復を見ていないのでありますが、政府は、あらゆる可能なる方法をもつて、これら諸島の日本復帰について努力されんことを要望するものであります。

次に、沖縄、奄美大島及び小笠原諸島につきましては、平和条約において、わが国は、これら諸島が米国を唯一の施政権者とする国際連合の信託統治制度のもとに置かれることを承認し、かつ信託統治が実現せられるまで、米国がこれら諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有することを認めたのであります。しかるに、これら諸島に対する米国の信託統治は、現下の国際情勢上なか〳〵その実現に困難な事情がありまして、前述の平和条約の規定により、いまなお米国の行政、立法及び司法上の権力が行使せられているのであります。元来、これら諸島は、すでに永年にわたり、わが国の領土の一部として、歴史的、地理的かつ経済的に、日本本土と密接不可分の関係にあり、国民はすみやかに内地の施政に統一せられんことを切望しており、島民はこぞつて内地施政との分離の現状に不便、苦痛を痛感し、あるいは陳情団を中央に派遣し、あるいは全島民の署名運動その他あらゆる手段を尽してその熱望を訴えている次第であります。もしこれら諸島の日本完全復帰が早急に実現困難であるならば、さしあたり教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、すみやかに、かつ広い範囲にわたりわが国を参加せしむるよう、政府において格段の努力を要望するものであります。なかんずく奄美大島につきましては、従来最も本土に近接し、鹿児島県の一部でありました関係上、本土住民との血縁的関係もきわめて深く、住民の熱望も最も切実でありますので、政府においても特別の考慮を払わるるよう要望にたえません。さらに、小笠原島につきましては、日本国民たる旧住民は全部内地に引揚げておりまする関係上、まずこれら住民の帰還を一日もすみやかに実現するよう政府に要望するものであります。

何とぞ各位の賛同を得まして、全会一致可決あらんことを切望いたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（堤康次郎君）　起立総員。よつて本案は全会一致可決いたしました。（拍手）

この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣岡崎勝男君。

〔国務大臣岡崎勝男君登壇〕

○国務大臣（岡崎勝男君）　ただいま御決議にありまする諸島の復帰につきましては、政府といたしましてもまつたく御同感でありますが、すでに累次本院の決議の次第もありますので、従来からこれら諸島のわが国復帰に努力して参つたのであります。南鳥及び色丹の両島がわが国の主権に属することは明らかでありますので、わが国としては、その復帰を国際的に主張し得るものと確信しております。しかし、現状は、御承知の通り依然ソ連邦に占拠されておりますので、これが復帰実現には今後とも特段の努力を必要とする次第であります。

次に、沖縄等の南西諸島及び小笠原等の南方諸島につきましては、わが国が主権を有することは明らかでありまするが、同島住民諸君の熱烈なる希望に沿うように、累次米国側と折衝して参りました。その結果、米側も、その軍事上の目的に支障のない限りは、同地域と本土との経済的、文化的関係の正常化に対し異存がないのでありますので、現に極力必要の措置を進めております。たとえば、交易上の手続の簡易化、郵便為替送金の実施、学生の進転学、研究教員の受入れ並びに交換教授の派遣、公務員に対する恩給等の支払いについては実施の段階に達しておりまして、さらに渡航手続の簡易化につきましても折衝中で、近く実現の見込みであります。しかしながら、さらに全面的の復帰についても政府としては最大の努力をいたすつもりでおります。ま

た、奄美大島、小笠原諸島等についてのただいまの御趣旨の弁明もありましたが、この線に沿いまして、右両島等につきましてはさらに一層の努力をいたす覚悟であります。（拍手）

九州地方水害調査慰問派遣議員団の現地調査の報告

○議長（堤康次郎君）　九州地方水害調査慰問派遣議員団を代表して、金光庸夫君から、現地調査の結果を報告のため発言を求められております。この際これを許します。金光庸夫君。

〔金光庸夫君登壇〕

○金光庸夫君　去る六月二十七日の本院の議決によりまして各党から選出されました七十五名の派遣団の水害調査慰問状況につきまして、派遣団を代表いたしまして御報告申し上げます。実は詳細に御報告申し上げたいのでありますが、運営委員会より時間の制約を受けましたので、遺憾ながら大部分を省略いたします。なお詳細は書面をもつてお手元まで御報告申し上げることといたしまして、かつ災害対策特別委員会へも御報告いたすつもりでございます。

派遣団一行は、二十八日の夜出発しまして、二十九日正午より七月三日に、わたつて、不眠不休の熱心な調査をいたしました。以下、その被害の概況、その惨状について御報告いたします。御報告にあたりまして、各位から醵出せられました見舞金四十六万六千円を被害各県に手交いたし、かつ慰問申し上げましたことを御報告申し上げます。その他至るところで、衆議院の名前でそれ〴〵罹災者を慰問いたしました。まず各県の被害の実情を申し上げるにあたり、罹災者並びに救助作業中に尊き命を断たれました人々のあることを御報告いたしますとともに、調査団一行は、胸迫る思いで、各位とともに復旧の一日もすみやかならんことを熱望いたす次第でございます。

調査団は、現地福岡において三班にわかれて、福岡、大分の各県を第一班とし、佐賀、長崎県を第二班、熊本県を第三班といたしまして、つぶさにその被害状況を調査いたしました。ただいまより災害の概要並びに調査の実情につきまして御報告いたします。なお、これから申し上げます数字は、きわめて最近に県当局から提出されました数字の各県の集計でありますが、なお続々と判明して参りますので、さらに増加するものと御承知を願いたいのであります。

・死者及び行方不明――行方不明、すなわちなくなつたのでございましよう。その死者の合計が一千百三十六名、重軽傷者一千八百七十五名、罹災者総数百七十五万人の多きに上つております。住宅の全壊、流失、半壊一万八千百九十四戸、住宅の浸水五十一万五千百四十戸、道路の決壊一万一千二百二十二箇所、橋梁の流失千九百箇所、堤防の決壊四千八百八十九箇所、田畑の被害二十七万五百八十五町歩、被害総額は二千百十億円に達しております。そのうち、土木関係の被害額は三百十億円を超えておるのであります。

次に、順次各県の主要なる被害箇所及び調査団一行がまのあたりに調査した地域の惨状を申し上げます。

まず、福岡県について御報告いたします。

本県は、災害の最も甚大なる筑後川においては、堤防の決壊は十箇所に及び、特に大福村のごときは一千メートルの長きにわたつて決壊して、支流の巨瀬川、陳屋川、高良川、宝満川等、ことごとく決壊しない河川はないのであります。このため、流域一帯、久留米市を中心として、朝倉、浮羽、三井、三潴の各郡の筑後平野は一面どろ海と化し、人家の流失、倒壊、埋没続々と生じまして、さらに朝倉郡等においては、再び二十八日の豪雨によつて、どろ海となつて、軒先まで浸水しまして、三井、朝倉一帯は、長きはすでに六十時間以上を経過したときにおいてさえ、依然として孤島の不安にさらされている地域が多く、全域にわたつて死傷者あるいは行方不明者多数を生じ、まことに惨状をきわめている次第であります。久留米市は、ほとんど全市浸水を見まして、商品はほとんど全部冠水しています。次に、矢部川及び遠賀川流域全村はほとんど浸水しまして、住民はいかだを組んで避難したのであります。なお、関門トンネルは前例のない浸水に見舞われまして、門司市は、突如としてものすごい山津波に襲われ、人家の流失、死傷者多数に上り、電車道には四畳大の巨岩を初め、岩石堆積して交通をはばみ、さらに門司・小倉を結ぶ延命寺トンネルも土砂で埋もれ、交通遮断され、小倉市は山くずれのために六十名が生埋めになり、さらに筑豊炭田地帯においては、完全水没二十数鉱、一部浸水三十四鉱に及んでおります。

次に、福岡県当局がとつた応急措置について一言いたしますが、災害発生と同時に、災害救助法による救助隊を組織しまして、罹災者の救助に当つたのであります。しかしながら、舟艇不足のために救助が著しく困難でありましたが、あらゆる方法を講じて懸命の努力をしたということであります。災害の中心地筑後地域に対し、保安隊二千数百名の応援を得て、連日救助作業を続けて、遠賀川流域に対しましては、留軍の応援を得まして、鉄舟による救助を続け、孤立化した罹災民の救助に成功しております。なお、政府米百七十五トンを配給し、政府手持ち乾パン十八トンを手配し、その他衣料等の物資を飛行機にて投下しておるような現状であります。従つて、幸いにして殉死した者はないようですが、連絡困難な箇所におきまして、孤立している罹災者の中には、雨中戸外に夜を明かし、一回にわずか握り飯一個の給食を受けたそうであり、校舎等に集団して収容している者も、夜具はなく、ぼう然自失してその日を過しているありさまであります。なお、医療、防疫、住宅、河川、道路、農作物等の関係におきましても、その対策を講じ、例をとりますれば、苗を他県から移入するとかいたしております。

次に、大分県の被害の状況について御報告いたします。

本県の豪雨は古今未曾有といわれる驚異的なものであり、その降雨量は、最高森町において九百十五ミリという驚くべきもので、かつて県下に猛威を振つたキジア、ルース両台風の降雨量の二倍に近いありさまで、このため、県下各地は、おびただしい山くずれ、道路決壊、橋梁流失等が発生し、これに加えて、水稲の植付期にあたり満水の状態にあつたので、耕地の流失、埋没、浸水、冠水等による被害は甚大なものであります。そのおもなる被害箇所は、県下全域にわたつておりますが、特に大分川、山国川、玖珠川、日田市を中心とする筑後川流域であります。このため、日田市、日田郡、玖珠郡、大分市、大分郡、直入郡、下毛郡等の一帯は被害甚大をきわめ、死傷者多数を出し、まことに目に余る惨状をきわめております。調査団は、大分市、大分郡大分川附近より中津町に入り、これより非常な困難を冒して日田郡及び日田市に入り、つぶさに、本県下で最も被害の甚大なる日田郡、日田市及び大分郡、大分市の惨状をまのあたりに調査し、住民並びに関係当局者を慰問激励いたしました。なお、夜明のダムが流水により、その損害は二億に達しておる由であります。

県におきましては、緊急議会を召集して、応急措置費として四億七千余万円を計上いたしました。当局のとつた応急対策といたしましては、特に災害救助法の発動、保安隊の出動を求め、罹災者の救助に当り、あらゆる努力をしておる次第であります。衛生治安の状態はきわめてよく、物資の配給もよく行われ、応急対策には万全を期しておる次第であります。

次に、佐賀県の被害状況について申し上げます。

本県は、大別して山岳地帯、山麓地帯及び平坦地帯にわけられるのでありますが、山は急峻であつて、平坦地は干拓地を含む大平野であるため、今回のごとく短時日に九百十六ミリという多量の降雨があつた場合、山くずれ、堤防決壊、氾濫、家屋流失、浸水、田

畑冠水、塩水の浸入、交通杜絶等の被害をこうむりやすいのでありまして、嘉瀬川、城原川、田手川等の堤防決壊し、佐賀平野はたちまちにして氾濫状態に陥つたのであります。また、筑後川においては増水はなはだしく、計画水位を超過すること実に一メートル五十にも及び、秋光川、大木川、安更川等の決壊により三潴郡、神埼郡の十余箇町村は一面どろ海と化し、数日間五万人の罹災者に食糧、飲料水を飛行機または船で補給するほどの惨状を呈し、公務員三名の殉職を見たほどであります。一方、松浦川流域は、耕地の流失、埋没はなはだしく、同市の水源地は崩壊し、伊万里川、佐代川等、決壊氾濫せざるはなく、その箇所は実に六百になんなんとし、その被害地域は全県の八割に達し、罹災者は二十二万を越える状況で、実に六十年来未曾有の大水害となつたのであります。県知事の指揮のもと、一千八百町歩の県営種苗圃設置など、県当局の適切なる措置と、保安隊、駐留軍等の献身的な努力によりまして、応急対策に日夜その成果を上げつつあるのであります。

次に、長崎県の被害状況について申し上げます。

県北部の佐世保、北松浦郡及び県南部の島原半島南半は甚大な被害を受け、その惨害は言語に絶し、鉄道及び国道は寸断され、電信電話も連絡は絶たれ、県はほとんど孤立状態となり、山津波による道路、農作物、家屋等の被害は甚大なるものがあつたのでありますが、特に、かねて蠢動していた地すべりは、この豪雨のために特に活発となり、北松浦郡一帯において、がけくずれ、地すべりを惹起し、なかんずく今福町石倉山及び羅尾地区の大地すべりは、鉄道及び国道を埋没して、いまなお進行中であります。その他、世知原町長田代、柚木等は目下活動中であり、いつ大地すべりとなるかわからない危険な状態に置かれているのであります。

次に、熊本県について御報告申し上げます。

出水はまず菊池川水系の鹿本、菊池両郡に始まり、玉名郡これに連じ、続いて白川水系の阿蘇郡方面に移り、転じて熊本市を中心とする地域に猛威を振つたものであります。菊池川、白川等を初め、各河川はたちまちにして怒濤の奔流するところとなりまして、熊本市を初め、阿蘇、菊池、鹿本、玉名、飽託その他各郡の河川沿岸地域は、一瞬にして阿鼻叫喚の修羅場を現出したのであります。

以下、おもなる罹災地の概況を御報告申し上げます。まず、被害の最も甚大なる熊本市の状況を見まするに、白川の氾濫がかかる惨状を招来した根本原因であると思われます。白川の橋梁は、十七箇所のうち、完全に残るものはただ一箇所であります。市の中心部にして、水深五尺より一丈に達しました。大江町の養老院が一挙に倒壊し、逃げ遅れた病人など五十二名がその下敷となつたのを初め、火山灰土を主とする泥濘と濁水の中に逃げ惑う市民、浮流する家財、商品、右往左往の混乱状態を呈したのであります。白川の上流に当る阿蘇郡におきましても、まず小国町、南小国村一帯は、山津波による被害が甚大で、なかんずく奴留湯部落は全戸押し流され、五十四名の行方不明を出すという集団犠牲が発生いたしました。さらに、杖立、天ヶ瀬温泉のごときは全滅したと言われております。

今回の水害による概数は以上の通りでありまして、一瞬にして一千百余の人命を奪い、二千億円の大被害を与え、わが国の記録にいまだかつてなきできごとでありまして、筑後川の上流のごときは水位増高十二メートルに達し、二百年前の建築といわれる家屋が流失したところさえありまして、ただただ驚嘆のほかありません。その悲惨なる事例は枚挙にいとまありませんが、その一、二の例をあげますれば、佐賀県においては、付の警固隊員の一人は、堤防にて勇敢に防護に従事しておるうちに、堤防が前後二箇所にて決壊しまして、絶望に瀕するや、手をあげて、皆さんさようならと笑つて濁流にのまれて行つたとのことであります。その悲壮なる責任観念は表彰に値すると思います。また、大分川堤防の決壊により、大分市の孤立家屋に二十四名の人々が屋上にはい上つて、阿鼻叫喚救いを求め、中に三歳の小娘が、両手を合せ、群衆に向い、お母さんを助けてくださいと伏し拝むありさまを見て、泣かない者はなかつたということであります。幸いにして、海上保安隊が危険を冒して上陸用舟艇よりモアイ銃を発射して、最後の一発が命中し、ロープをつなぐことができて救援に成功したとのことであります。その功績は没すべからざるものがあります。ただ、保安隊の出動後の行動は、米駐留軍の救援とともに麻痺にたえない次第でありますが、当初県当局が保安隊出動を懇請したに対して、一部においては中央の指令がなければ動けぬとて、数日遅れたのは遺憾にたえない次第であります。下部機構としては無理からぬこととは存じまするが、非常事態に際しては機宜の措置をとり得るようにしておきたいものであると存じます。（拍手）これと相似たものに農業倉庫の事例があります。遠賀川べりの植木町の倉庫に一万三千俵の米が貯蔵してあつたが、これを取出すには上司の印を要するとて、水浸しになつてしまつたとのことであります。かかる事例は至るところにあります。これらも非常の場合の措置をあらかじめ考慮しておくべきであるとの声がありました。

また、至るところ遭難者収容所を見舞いましたが、ただぼう然自失、一切の表情を忘れたるやの観があります。実にお気の毒にたえません。すみやかに応急対策を講じて、これに希望を持たしむることが必要であると思います。ある罹災者いわく、私どもは、家屋、家具その他一切の財産を喪失しましたが、田地さえあればまた立ち上る手段もありますが、これが表土を流失し、砂利に埋没したのでは、砂利を撤出せねばなりません。また熊本の水田は、ヨナ、すなわち火山灰の強酸性泥土堆積のため、これを撤出して普通の土壌と入れかえて、米作に適するよう復旧するには十年を要するとのことであります。転業のほかはあるまいが、それも見込みがつかぬとて、あすからの身の振り方に悩んでおる者も多いのであります。至急に、福井の例にならつて、家屋建築資金及び土地復旧補助を要すると存じます。また、稲の植付のできるところでも、堤防決壊箇所の応急修理をして、用水の施設をしなければ植付はできません。せつかく植えつけても、また旱害にかかるということになるのであります。それも、よほど急がねば間に合わないのであります。また、材木の流失によつて、資材不足のために素材の払下げも急を要すると言われています。大分川では、橋げたの上三メートル以上の水位で、その上と下の堤防とも大決壊をして、家屋は全部流失しておるところがあります。しろうと目にもわかることは、架橋の位置は、上部の川幅の三分の一に狭められております。その設計に大いなる無理があつたのではあるまいかと存じます。

次に、救護及び医療について急速なる機動性を要望する声があります。なお、現地における政府各関係機関の有機的な密接な連絡について一般のくふうを要望する声がありました。応急つなぎ資金は概算五十億見当が必要だと思われます。その他、各種施設の復旧はもとより、肥料の補給、営農資金の貸付並びに補助、起債わくの拡張、諸税の減免、災害救助法の改正、災害特別法の制定、その他幾多の施設対策が要望せられておりますが、すべてこれらは特別委員会に譲りまして省略いたします。

終りに臨みまして一言いたしたいことは、娑婆という言葉は、譲り合い、助け合うという言葉だと聞いております。願わくは、お気の毒な罹民諸君に対して、深甚なる御同情のもとに、超党派的にすみやかに対策を樹立すると同時に、今回の大災害にかんがみて、今後再びかかる災禍にかからぬよう、

転視為福の道を講ぜられんことを切望してやみません。

これをもつて報告を終ります。

（拍手）

第一　一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）

第二　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）

第五　小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

第六　金管理法案（内閣提出、参議院送付）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案、日程第二、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案、第四、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案、日程第五、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案、日程第六、金管理法案、右六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事浅香忠雄君。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

1　政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年度において、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定により一般会計に繰り入れたときは、緊要物資輸入基金の額はその繰り入れた金額に相当する額だけ減少するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2、緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（基金補足のための一時借入金及び融通証券）

第三条の二　基金に属する現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十七条中「前条第一項」を「第三条の二第一項及び前条第一項」に改める。

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「補助貨幣」の下に「（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七条の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）」を加える。

第十八条第一項中「補助貨幣の回収に充てるため、」を削り、「第九条の規定により編入する金額」を「第九条又は第三十一条第一項の規定により編入する金額、第十八条第二項の規定による一般会計への繰入金」に改め、「この会計の歳入に繰り入れる金額を除く。」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　回収準備資金には、補助貨幣の引換又は回収に必要な金額に充てるものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（回収準備資金の使用）

第十八条の二　回収準備資金は、前条第二項の規定により補助貨幣の引換又は回収に充てる外、予算の定めるところにより、補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用に使用することができる。

2　前項の規定により固定資産の拡張及び改良のため使用した回収準備資金の額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

3　補助貨幣の引換又は回収上回収準備資金に不足があるときは、第一項の規定により固定資産の拡張及び改良のため回収準備資金を使用した金額の範囲内において、その不足を補てんするため必要な金額を、一般会計予算の定めるところにより、回収準備資金に繰り入れることができる。

第十九条を次のように改める。

（回収準備資金の運用及び運用益の処理）

第十九条　回収準備資金に属する現金は、資金運用部に預託する場合に限り、運用することができる。

部を公債に借り換えることができる。

3　政府は、前項の規定による借換のため必要な金額（限度として、公債を発行することができる。

4　前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「補助貨幣」の下に「（貨幣法（明治三十年法律第十六号）第三条に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び同法第十七条の規定により通用する貨幣並びに臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）第二条に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。）」を加える。

第十八条第一項中「補助貨幣の回収に充てるため、」を削り、「第九条の規定により編入する金額」を「第九

2　前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、回収準備資金に編入するものとする。

第三十一条中「第七条第一項」を「第十六条の二第一項」に改める。

第三十二条の見出しを「（利益の回収準備資金への編入）」に改め、同条第一項中「当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとする。」を「当該利益を生じた年度内に、回収準備資金に編入しなければならない。」に改め、同条第二項中「一般会計へ」を「回収準備資金に」に、「納付」を「編入」に、「当該年度の」を「当該利益を生じた年度の翌年度内に」に改め、同条第三項中「当該年度に納付」を「翌年度に編入」に、「翌年度」を「翌翌年度」に、「一般会計へ納付」を「回収準備資金に編入」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第七条及び第十八条の二の改正規定は、昭和二十八年度以後の分の補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張及び改良に要する費用について適用する。

2　造幣局特別会計の昭和二十七年度以前の決算上の利益の処理に関しては、なお従前の例による。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入額

（国債の元金償還のための繰入額の特例）

第一条　昭和二十八年度において、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定による国債の元金の償還に充てるため一般会計から繰り入れるべき金額については、同条第二項の規定は、適用しない。

（日本国有鉄道等の負担法定債務の償還金等の帰属会計の特例）

第二条　この法律施行後償還期限又は利払期日の到来する日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）第九条第二項又は日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八条第二項の規定により日本国有鉄道又は日本電信電話公社が政府に対し負う債務の償還金及び利子（以下「法定債務の償還金等」という。）で昭和二十八年度において政府に支払われるものは、国債整理基金特別会計（一般会計）の歳入とする。

（一般会計からの資金のみなし繰入）

第三条　政府が昭和二十八年度において日本国有鉄道及び日本電信電話公社から法定債務の償還金等の支払を受けたときは、その支払金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、最近における取引の実情に即応し、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、一円未満の通貨の発行を停止することとし、これに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「小額補助貨幣」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　貨幣法（明治三十年法律第十六号）の規定により政府が発行した貨幣のうち額面価格が五十銭以下のもの

二　貨幣法第十七条の規定により通用を認められた貨幣

三　臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち額面価格が一円以下のもの

2　この法律において「小額紙幣」とは、臨時通貨法の規定により政府が発行した五十銭の小額紙幣で昭和二十八年十二月三十一日において現に通用するものをいう。

3　この法律において「小額日本銀行券」とは、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行した十銭及び五銭の日本銀行券をいう。

4　この法律において「小額通貨」とは、小額補助貨幣、小額紙幣及び小額日本銀行券をいう。

（小額通貨の通用禁止及び引換）

第三条　小額通貨は、昭和二十八年十二月三十一日限り、その通用を禁止する。

2　小額通貨は、昭和二十九年一月四日以後次条から第六条までの規定により引き換えるものとする。

（小額通貨の引換の請求）

第四条　小額通貨を所持する者は、昭和二十九年一月四日から昭和二十九年六月三十日までに、その所持する小額通貨を小額通貨以外の通貨と引き換えることを請求することができる。但し、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合におけるその端数額に相当する小額通貨及び小額通貨の合計額が五十銭未満である場合におけるその小額通貨については、この限りでない。

2　左の各号に掲げる場合における前項の規定による引換の期間は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間とする。

一　外国その他政令で定める地域から引き揚げ、昭和二十九年一月一日以後本邦（当該政令で定める地域を除く。）に到着した者の所持する小額通貨を引き換える場合については、到着の日から一月以内

二　その他やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合については、政令で定める期間

3　通用を禁止される貨幣紙幣の引換に関する件（明治二十三年法律第十三号）は、第一項の規定により小額補助貨幣及び小額紙幣の引換を請求する場合には、適用しない。

（引換事務の取扱機関）

第五条　小額通貨の引換に関する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行う。

2　郵政官署は、政令で定めるところにより、日本銀行に代り、前項の事務の一部を取り扱うものとする。

（引換金額の特例）

第六条　第四条第一項の規定による小額通貨の引換の請求があつた場合において、引換を請求する小額通貨の合計額に五十銭以上一円未満の端数があるときはその端数額を、その合計額が五十銭以上一円未満であるときはその合計額を、引換を請求する者一人につき一回に限り、一円と引き換えるものとする。

（日本銀行に対する引換差額の交付）

第七条　政府は、第四条から前条までの規定により小額通貨が小額通

貨以外の通貨と引き換えられた場合において、当該小額通貨以外の通貨の額面価格の合計額がその引き換えられた小額通貨の額面価格の合計額を超過するときは、その超過額に相当する金額を、予算の定めるところにより、日本銀行に交付するものとする。

（報告）

第八条　日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、第四条から第六条までの規定による小額通貨の引換に関する報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（小額通貨の未回収或高の処理）

第九条　政府は、昭和二十九年六月三十日における小額紙幣の発行高から、同日において日本銀行代理店及び郵政官署が保有する小額紙幣の額面価格の合計額及び大蔵大臣が定める金額を差し引いた金額を、大蔵省令で定める手続により、小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受け入れるものとする。

2　日本銀行は、昭和二十九年六月三十日における小額日本銀行券の発行高を、同年七月一日における日本銀行券発行高から除去するものとする。

3　日本銀行は、特別の勘定を設け、前項の規定により除去した発行高に相当する金額を区分整理しなければならない。

4　日本銀行は、第二項の規定により除去した発行高に相当する金額から政令で定める金額を差し引いた金額に相当する金額を、政令で定めるところにより、政府に納付しなければならない。

5　前項に定めるものの外、第二項の規定により除去した発行高に相当する日本銀行の財産の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（一円未満の通貨の発行停止）

第十条　政府は、当分の間、一円未満の額面価格を有する貨幣（臨時補助貨幣を含む。）及び紙幣を発行しないものとする。

2　日本銀行は、当分の間、一円未満の額面価格を有する日本銀行券を発行することができない。

（債務の支払金の端数計算）

第十一条　債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額の合計額）に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。但し、特約がある場合には、この限りでない。

2　前項の規定は、国及び公社等（国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）に規定する国及び公社等をいう。以下同じ。）が収納し、又は支払う場合においては、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十一条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

一　小額紙幣整理法（昭和二十三年法律第四十二号）

二　補助貨幣損傷等取締法臨時特例（昭和二十七年法律第百三十二号）

3　旧小額紙幣整理法第一条に規定する小額紙幣のうち、同法第二条但書に規定する外国その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十八年十二月一日以後本邦に到着した者の所持するものは、第三条第二項及び第四条から第八条までの規定の適用については、第二条第二項に規定する小額紙幣とみなす。

4　附則第二項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料については、簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十五号）附則第三項の規定により保険料の取立を停止したものを除いて、当該保険料の一年分を前納する払込方法によることを約したものとみなす。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一　簡易生命保険約款の定めるところによりその払込について団体の取扱を受ける保険料

二　昭和二十一年十月一日以後に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料と併合して払い込む保険料

6　前項各号に掲げる保険料が払い込まれる場合において、その払込金額（当該保険料と併合して払い込まれる保険料を含む。）の合計額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

7　国庫出納金等端数計算法の一部を次のように改正する。

第一条中「法令による公団、」及び「商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会、」を削り、「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第二条から第四条まで中「国及び公団等」を「国及び公社等」に改める。

第五条第一項中「百円未満であるときは、」の下に「政令をもつて指定する国税又は地方税の場合を除く外、」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（益金等の端数計算の特例）

第六条の二　法令の規定により納付をする益金又は欠損補てん金に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、」とあるのは、「一円未満の端数があるときは、益金については、その端数金額を切り捨て、欠損補てん金については」とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、」を削り、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号中「、第十条及び附則第二項」を「及び第十条」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号を同項第二号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

附則第三項を削る。

8　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の項番号及び附則第二項を削る。

9　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項但書を削る。

10　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「遅延利息の額について特に定めない限り、その額」を「遅延利息の額」に改める。

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年六月十九日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

金管理法案

金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この法律は、対外決済の準備に充てるため政府が金を買い上げることとするとともに、金の取引の実態を調査することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金鉱物」とは、金を含有する鉱物及びその製錬により得られる物（粗金及び金地金を除く。）をいう。

2　この法律において「粗金」とは、金鉱物の製錬又は採取により得られる金を含有する地金（粗銅又は粗鉛からの電解澱物、青化澱物、混汞澱物及び貴鉛を除く。）であつて、金の品位が千分中一以上九百九十九未満のものをいう。

3　この法律において「金地金」とは、粗金の精製により得られる地金であつて、金の品位が千分中九百九十九以上のものをいう。

（金地金の政府への売却）

第三条　金鉱物の製錬又は採取により、新たに粗金を取得した者は、主務省令で定めるところにより、その取得の日の属する月の末日後三月以内に、その取得に係る粗金のうち、その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るに必要な粗金を金地金に精製して、これを政府に売却しなければならない。但し、主務省令で定めるところにより、当該粗金を取得した日の属する月の翌々月の末日までに、当該粗金を金地金に精製すべきことを造幣局に委託して、その精製により得られるべき金地金を政府に売却したときは、この限りでない。

2　主務大臣は、災害その他やむを得ない事由があるときは、前項に規定する者の申請により、六月をこえない範囲内において、同項に規定する期限を延長することができる。

（買入価格）

第四条　前条の規定により政府が金地金を買い入れる場合の価格は、国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）第四条の規定による価格の範囲内で主務大臣が定める。

（報告及び立入検査）

第五条　主務大臣は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に関する報告を徴することができる。

2　主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員をして、前項に規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第六条　主務大臣は、金の取引の実態を調査するため必要な限度において、主務省令で定めるところにより、第三条第一項に規定する者から粗金又は金地金を買い受けた者から粗金及び金地金の受払及び使用の状況に関する報告を徴することができる。

（主務大臣及び主務省令）

第七条　第五条第一項及び第二項の規定における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、前条の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び通商産業大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2　第五条第一項の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、前条の規定における主務省令は、大蔵省令、厚生省令、通商産業省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

（罰則）

第八条　第三条第一項の規定に違反して金地金を政府に売却しなかつた者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第九条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項又は第六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　改正前の金管理法（以下「旧法」という。）第三条から第五条までの規定により金地金（旧法第二条第一項の金地金をいう。）を政府に売却しなければならなかつた者であつて、この法律の施行の日の前日までに当該金地金を政府に売却していない者については、旧法第三条から第六条まで、第二十四条第一号並びに第二十七条及び第二十八条（第二十四条第一号の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4　旧法第二十条の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金鉱業者については、旧法第二十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号中「金地金の配給」を削る。

第十条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　金の買取及び売渡並びに輸出入の規制に関すること。

十二　金地金の政府買入価格の決定に関すること。

第十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

6　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十八号の二を第四十八号とする。

第十一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

金管理法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により ここに送付する。

昭和二十六年六月二十六日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長堤康次郎殿

金管理法案（内閣提出、参議院送付）

に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（浅香忠雄君登壇）

○浅香忠雄君　ただいま議題となりました六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十八年度において一般会計の歳出の財源に充てるため、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り一般会計に繰入れることとするとともに、基金に属する現金に不足が生じたときは、一時借入金をし、または融通証券を発行して一時これを補足することができる道を開くことといたした次第であります。

次に、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十一年度における一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計の借入金につきましては、その償還期限が昭和二十八年六月一日まで延期せられておるのでありますが、同期限までに償還いたしますことは困難でありますので、償還期限をさらに昭和三十一年三月三十一日まで延長することとし、その間において、必要な場合には公債に借りかえることができることとしようとするものであります。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、造幣局特別会計の補助貨幣の製造に要する経費並びに同特別会計の固定資産の拡張及び改良に必要な金額を補助貨幣回収準備資金から使用することができるようにするとともに、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金につきましては、これを回収準備資金に繰入することに改めようとするものであります。

次に、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における財政状況にかんがみ、昭和二十八年度において国債の元金の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金について特例を設けるとともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が一般会計に対し負う債務の償還金等を国債整理基金特別会計の歳入として受入れて、経済の簡素化をはかることといたそうとするものであります。

次に、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における取引の実情に即応して、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、今後一円未満の通貨発行を停止することとし、さらにこれに伴い、現金支払いの場合における支払金の端数計算の基準を定めて、取引の円滑化をはかろうとするものであります。

次に、金管理法案について申し上げます。この法律案は、最近における金の生産及び金に対する実需の状況に即応いたしまして、政府としては、新産金の一部のみを買い上げることとし、それ以外の金につきましては一切の統制を廃止いたしまして、価格及び取引ともに自由にいたそうとするものであります。

以上の六法律案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を打切り、討論を省略して、ただちに一括採決をいたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと確定いたした次第であります。

はなはだ簡単でありますが、以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　六案を一括して採決いたします。六案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて六案は委員長報告の通り可決いたしました。

第七　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）

第八　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第七、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案、日程第八、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事福田篤泰君。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律

（この法律の目的）

第一条　この法律は、生活の困窮のため帰国を希望する日本国民又は在留する国の官憲から退去強制等の処分を受けて帰国しなければならない日本国民で、自己の負担において帰国することができず、且つ、領事官がその帰国を援助し、又はその退去強制等の処分の執行に関し当該国の官憲に協力する必要があると認める者（以下「帰国者」という。）について、船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条に規定する場合を除く外、領事官がその帰国のため講ずべき措置等を定めることを目的とする。

（船長に対する送還命令）

第二条　領事官は、帰国者が船舶（船員法第一条に規定する船舶をいう。以下同じ。）により帰国する場合には、当該船舶に乗り組む船長に対し、帰国者の本邦までの送還を命ずることができる。

（帰国費の貸付）

第三条　領事官は、前条の規定により船長に対し帰国者の送還を命ずることができない場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、その帰国のため必要な旅費（以下「帰国費」という。）を貸し付けることができる。

2　前項の規定により帰国費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、帰国費の貸付を申請しなければならない。

3　第一項の規定において帰国費とは、領事官の駐在する国から本邦までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が帰国するため必要な最低限度のものをいい、当該国から帰国のため出発するまでの間において帰国者の生活又は医療処置のため必要があると認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

（帰郷費の貸付）

第四条　厚生大臣は、帰国者に対し、その帰国の際、政令で定めるところにより、その帰郷のため必要な旅費（以下「帰郷費」という。）を貸し付けることができる。

（帰国費及び帰郷費に対する利息）

第五条　第三条第一項の規定により貸し付ける帰国費及び前条の規定により貸し付ける帰郷費には、利息を附さないことができる。

（帰国費、送還費及び帰郷費の償還）

第六条　第三条の規定により帰国費の貸付を受けた帰国者は、帰国後すみやかに、その貸付を受けた帰

国費を外務大臣に償還しなければならない。

2　第二条の規定により本邦に送還された帰国者は、帰国後すみやかに、その送還に要した費用（以下「送還費」という。）を、当該船舶の船舶所有者（船員法の適用を受ける船舶所有者をいう。以下同じ。）に償還しなければならない。

3　第四条の規定により帰郷費の貸付を受けた帰国者は、帰郷後すみやかに、その貸付を受けた帰郷費を厚生大臣に償還しなければならない。

4　帰国者が帰国費、送還費又は帰郷費の全部又は一部を償還することができないときは、その帰国者の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、その帰国費、償還費又は帰郷費のうち償還されなかつた部分を償還しなければならない。

5　前項に規定する場合には、外務大臣、船舶所有者又は厚生大臣は、帰国者の扶養義務者中の何人に対しても、それぞれ帰国費、送還費又は帰郷費の償還の請求をすることができる。

6　前項の規定は、第四項の規定により帰国費、送還費又は帰郷費を償還した扶養義務者が、民法第八百七十八条及び第八百七十九条の規定により扶養の義務を履行すべき者に対し求償することを妨げるものではない。

7　外務大臣は、船舶所有者が第二項、第四項及び第五項の規定により帰国者又はその扶養義務者から送還費の全部又は一部の償還を受けることができなかつた場合には、政令で定めるところにより、その帰国者又はその扶養義務者に代つて、その船舶所有者に対し、償還されなかつた金額を償還することができる。

8　外務大臣は、前項の規定により、送還費の全部又は一部を船舶所有者に償還したときは、その償還した金額の限度において、船舶所有者に代位するものとする。

（帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理）

第七条　外務大臣が前条第一項、第四項及び第五項の規定により帰国費の償還を受けることができなかつた場合若しくは同条第八項の規定により船舶所有者に代位した場合又は厚生大臣が同条第三項、第四項及び第五項の規定により帰郷費の償還を受けることができなかつた場合において、外務大臣又は厚生大臣は、帰国者又はその扶養義務者が無資力のため、帰国費若しくは送還費又は帰郷費を償還することが著しく困難であると認めるときは、それぞれ当該帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権を、分割して定期に返済させる貸付金債権（以下「定期貸付金債権」という。）又はそれらの者の資力が回復した時に返済させる貸付金債権（以下「すう勢貸付金債権」という。）とすることができる。

2　租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭和二十六年法律第百九十七号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条から第七条までの規定は、前項の規定により定期貸付金債権又はすう勢貸付金債権とされた帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権の整理について、準用する。

（実施規定）

第八条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　領事官の職務に関する法律（明治三十二年法律第七十号）は、廃止する。

3　船員法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を削る。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

［最終号の附録に掲載］

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在南アフリカ連邦日本国公使館」を「在南アフリカ連邦日本国公使館　南アフリカ連邦　プレトリア」に、「在キューバ日本国公使館　キューバ　ハバナ」、「在コスタ・リカ日本国公使館　コスタ・リカ　サン・ホセ」、「在パナマ日本国公使館　パナマ　パナマ」、「在ヴェネズエラ日本国公使館　ヴェネズエラ　カラカス」、「在ボリヴィア日本国公使館　ボリヴィア　ラ・パス」、「在イラン日本国公使館　イラン　テヘラン」、「在オーストリア日本国公使館　オーストリア　ウイーン」、「在ルクセンブルグ日本国公使館　ルクセンブルグ　ルクセンブルグ」、「在リマ日本国領事館　ペルー　リマ」を「在リマ日本国領事館　ペルー　リマ　ブラジル　ベレーン　パキスタン　ダッカ　英領ケニア　ナイロビ　英領ナイジェリア　ラゴス」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第二項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条及び第四条中「年末手当」を「期末手当」を削る。

5　附則に次の二項を加える。

昭和二十八年度に限り、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　　号）施行の日に在職する大使及び公使に対しては、第二条の規定により大使及び公使に支給する期末手当のうち六月十五日に支給すべき期末手当に相当するものを同法施行の日から五日以内に支給する。

6　一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定は、前項の期末手当の額について準用する。この場合において、同項中「それぞれその支給日」又は「支給日」とあるのは「在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　　号）施行の日」と、「職員」とあるのは「大使及び公使」と、「俸給月額」と読み替えるものとする。

別表公使館の項中「南アフリカ連邦　三、一〇〇　九、二〇〇　七、六〇〇　六、四〇〇　五、四〇〇　四、八〇〇」を

南アフリカ連邦		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
キューバ		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
コスタ・リカ		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
パナマ		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
ヴェネズエラ		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
ボリヴィア		三、一〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
イラン		三、二〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
オーストリア		三、二〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
ルクセンブルグ		三、二〇〇	九、二〇〇	七、六〇〇	六、四〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇

同表領事館の項中「リマ　九、八〇〇　七、九〇〇　六、八〇〇　五、八〇〇　四、八〇〇」を

リマ		九、八〇〇	七、九〇〇	六、八〇〇	五、八〇〇	四、八〇〇
ペレーン		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ダッカ		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ナイロビ		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ラゴス		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇

に改め、

リマ		九、八〇〇	七、九〇〇	六、八〇〇	五、八〇〇	四、八〇〇
ペレーン		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ダッカ		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ナイロビ		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇
ラゴス		一〇、四〇〇	八、三〇〇	七、二〇〇	六、一〇〇	五、一〇〇

に改める。

（日本政府在外事務所設置法の一部改正）

第三条　日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその給与」を削る。

第二条の表を次のように改める。

名称	位置
在マニラ日本政府在外事務所	フィリピン　マニラ

第六条から第十二条まで及び別表を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　左に掲げる政令は、廃止する。

一　日本政府在外事務所増置令（昭和二十七年政令第三百六十一号）

二　在外公館増置令（昭和二十八年政令第三十六号）

昭和二十八年七月七日　衆議院会議録第十八号　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案外一件

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（議長退席、副議長着席）

（福田篤泰君登壇）

○福田篤泰君　ただいま議題となりました二法律案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案は、いわゆる引揚者の帰国のための臨時措置の対象となる在外国民を除き、一般に領事官の駐在している地に在留する在外国民が、困窮のため帰国を余儀なくされ、あるいは在留する国の

官憲による退去強制の処分を受ける場合におきまして、それらの者が自己の負担で帰国できないときには、領事官が、その職務の一端として、帰国を援助する等の措置を定めることを目的とするものでありまして、主として日本船舶の船長に対する送還命令、帰国のための旅費等の貸付、帰国費、帰郷費の償還等を規定しております。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。去る第十三国会において在外公館の名称及び位置を定める法律等が制定せられ、昭和二十七年度内に設置すべき在外公館について所規定が定められましたが、その後、わが国の平和回復とともに、外交施策の推進、特に通商関係の発展を期するため、昭和二十八年度においてさらに在外公館の増置を必要とするに至りました。従つて、この法律案は、在キューバ、在コスタリカ、在パナマ、在ヴェネズエラ、在ボリヴィア、在イラン、在オーストリア、在ルクセンブルグの八公使館並びに在ベーン、在ダッカ、在ナイロビー、在ラゴスの四領事館、合計十二館の増置を規定し、かつこれに伴う関係法の改廃を行うものであります。

これらの二法律案は、ともに六月十九日内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、同二十四日及び七月四日の両日委員会を開き審議をいたし、まず政府委員から提案理由の説明があり、委員から質疑が行われましたが、その詳細は委員会議録により御了承を願います。

続いて、討論は省略し、採決の結果、両法律案ともそれぞれ全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

○副議長（原彪君）　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（原彪君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

この段御報告申し上げます。（拍手）

第九　健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十　厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十一　船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十二　国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（原彪君）　日程第九、健康保険法の一部を改正する法律案、日程第十、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第十一、船員保険法の一部を改正する法律案、日程第十二、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小島徹三君。

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬 月額	標準報酬 日額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	一〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	一三〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	一七〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	二〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	二三〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	二七〇円	七、五〇〇円以上八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、五〇〇円以上九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一一級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一二級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一四級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一五級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	一〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一九級	三二、〇〇〇円	一一〇〇円	三一、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	一二〇〇円	三四、〇〇〇円以上

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所（以下単ニ事業所ト称ス）ニ於テ同日前三月間（其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除ク）ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

被保険者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日（七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

三　前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラルル事業所ニ於テ継続シタル三月間（各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコ

トヲ要ス）ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ保険者必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日（八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限リ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラルベキ被保険者ニ付亦同ジ

被保険者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第三項及至第四項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ保険者ニ於テ之ヲ算定ス

保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ第七項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス

第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ従前ノモノニ依ル

第三条ノ二を削る。

第十三条中「事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）又ハ事務所」を「事業所」に改め、同条第一号に次のように加える。

（ヲ）土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業

（ワ）教育、研究又ハ調査ノ事業

（カ）疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業

（ヨ）通信又ハ報道ノ事業

（タ）社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）ニ定ムル更生保護事業

第五十七条ノ三第二号中「二年」を「三年」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第五十七条ノ三の改正規定及び附則第五項の規定は、同年十一月一日から施行する。

2　昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続いて被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、改正後の第三条第三項の規定を適用する。

3　前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十三条第一号(イ)から(ル)まで若しくは第二号又は第十五条の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第三条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十三条第一号ヲ)からタ)までの規定によつて被保険者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。

5　被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに関する保険給付の支給については、第五十七条ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所（以下単ニ事業所ト称ス）ニ於テ同日前三月間（其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除ク）ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ行政庁之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

被保険者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ行政庁之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日（七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラレル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

三　前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラルル事業所ニ於テ継続シタル三月間（各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス）ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジ

ダル場合ニ於テ行政庁必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日（八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日）迄ノ標準報酬トス

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限リ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラルベキ被保険者ニ付亦同ジ

被保険者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ行政庁ニ於テ之ヲ算定ス

同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ者ノ報酬月額トス

第二十二条ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ従前ノモノニ依ル但シ行政庁ハ其ノ者ノ申出アリタルトキハ其ノ申出ニ依リ其ノ者ノ標準報酬月額ヲ其ノ額ヨリ低額ノ標準報酬月額ニ改定ス

前項但書ノ標準報酬ハ之ヲ改定シタル日ノ属スル月ノ翌月（改定シタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリノ標準報酬トス

第四条ノ二を削る。

第十六条中「事業所（事務所ヲ含ム）」を「事業所」に改め、同条第一号に次のように加える。

(ヲ)　土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業

(ワ)　教育、研究又ハ調査ノ事業

(カ)　疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業

(ヨ)　通信又ハ報道ノ事業

(タ)　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）ニ定ムル更生保護事業

第十六条ノ二第一号(ホ)中「(ト)乃至(ル)」を「(ト)乃至(ル)又ハ(ワ)乃至(タ)」に改める。

第三十六条第一項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第三十六条第一項の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項の規定は、同年十一月一日から施行する。

2　昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続いて被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、改正後の第四条第三項の規定を適用する。

3　前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十六条第一号イからルまで若しくは第二号、第十六条ノ三又は第十七条の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第四条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十六条第一号ヲからタまでの規定によつて被保険者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。

5　昭和二十八年十一月一日前に第二十二条の規定によつて被保険者の資格を取得し、同年十一月一日まで引き続いて同条の規定による被保険者の資格のある者の標準報酬については、改正後の第四条第九項の規定にかかわらず、同年十一月一日において、従前のその者の標準報酬月額を同条第一項の規定による報酬月額とみなして改定する。

6　被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けた日（健康保険の被保険者たる被保険者にあつては、健康保険法による療養の給付を受けた日）から起算して、昭和二十八年十二月一日前に二年を経過したものに関する保険給付の支給については、第三十六条第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号中「二年」を「三年」に改める。

第四十条第一項及び第四十二条ノ三第一項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

2　被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行前に二年を経過したものに関する保険給付の支給については、第三十一条、第四十条第一項及び第四十二条ノ三第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律

国民健康保険再建整備資金貸付法（昭和二十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「未収保険料」を「昭和二十六年度末未収保険料」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二　昭和二十六年度末未払診療報酬　昭和二十六年度末までに支払義務が生じた診療報酬債務及びその支払に充てた他からの借入金その他これに代るべき債務（この法律による貸付金の償還の債務及びこの法律による貸付金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く。）で、まだ支払つてないものをいう。

第二条中第三号を第五号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　昭和二十七年度末未収保険料　昭和二十七年度末までに調査決定した保険料で、昭和二十八年五月三十一日までに収納することができなかつたものをいう。

四　昭和二十七年度未払診療報酬　昭和二十七年度末までに支払義務が生じた診療報酬債務及びその支払に充てた他からの借入金その他これに代るべき債務（この法律による貸付金の償還の債務及びこの法律による貸付

金の額の四分の一に相当する額の診療報酬債務に代るべき債務を除く。）で、まだ支払つてないものをいう。

第三条の見出しを「（昭和二十七年度における貸付）」に改め、同条中「未収保険料」を「昭和二十六年度未未収保険料」に、「未払診療報酬」を「昭和二十六年度未未払診療報酬」に、「昭和二十七年度から昭和二十九年度までの間、毎年度予算の範囲内において、」を「昭和二十七年度において、予算の範囲内で、」に、同条第一号中「貸付金の貸付を受ける年度（以下「貸付年度」という。）の前年度」並びに同条第二号及び第三号中「貸付年度の前年度」をそれぞれ「昭和二十六年度」に改め、同条第四号中「昭和二十七年度における貸付については、」を削り、同条第五号及び第六号を削る。

第四条第一項中「未収保険料」を「昭和二十六年度未未収保険料」に、「貸付対象額」を「昭和二十七年度貸付対象額」に改め、同項の表を次のように改める。

昭和二十六年度における保険料収納割合	貸付金額
百分の七十以上百分の八十未満	昭和二十七年度貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十以上百分の九十未満	昭和二十七年度貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十以上百分の九十五未満	昭和二十七年度貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十七年度貸付対象額の百分の百に相当する額

第四条第二項を削る。

第四条の次に次の四条を加える。

（昭和二十八年度における特別貸付）

第四条の二　政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、昭和二十六年度未未収保険料があるもののうち、第三条各号に掲げる要件を具備するものに対し、昭和二十六年度未未払診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十八年度において、予算の範囲内で、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、第三条各号の要件を具備しない保険者に対しても、同様とする。

（貸付金額）

第四条の三　前条の規定による貸付金の額は、昭和二十六年度未未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認める額の百分の八十に相当する金額（以下「昭和二十八年度特別貸付対象額」という。）を基準とし、左表に定めるところによる。

昭和二十六年度における保険料収納割合	貸付金額
百分の七十以上百分の八十未満	昭和二十八年度特別貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十以上百分の九十未満	昭和二十八年度特別貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十以上百分の九十五未満	昭和二十八年度特別貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五以上	昭和二十八年度特別貸付対象額の百分の百に相当する額

2　災害その他特別の事情のある保険者に対する貸付については、厚生大臣が災害その他特別の事情がなかつたならば当該保険者が達することができたであろうと認める保険料収納割合を昭和二十六年度における保険料収納割合とみなして、前項の規定を適用する。

3　前条の規定による貸付金の額は、昭和二十七年度において貸付金の貸付を受けた保険者については、第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の額の百分の六十に相当する額とする。

（昭和二十八年度以降における貸付）

第四条の四　政府は、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していた保険者で、昭和二十七年度未収保険料があるもののうち、左の各号に掲げる要件を具備するものに対し、昭和二十七年度未未払診療報酬の支払に充てさせるため、昭和二十八年度から昭和三十年度までの間、毎年度予算の範囲内において、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない保険者に対しても、同様とする。

一　貸付金の貸付を受ける年度（以下「貸付年度」という。）の前年度における調査決定した保険料の額と一般会計繰入金の額との合計額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十五以上であること。

二　貸付年度の前年度における受診率が、百分の五十以上であること。

三　貸付年度の前年度における一部負担金の額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十以下であること。

四　昭和二十八年度における貸付については、昭和二十七年度における保険料収納割合が、百分の七十以上であること。

五　昭和二十九年度における貸付については、昭和二十八年度における保険料収納割合が、百分の八十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十八年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、第四条の五第一項の表に定める級において第一級であるか、又は昭和二十八年度における保険料収納割合より、一級以上向上し、当該保険者が昭和二十八年度において貸付金（第四条の二の規定による貸付金を除く。）の貸付を受け、昭和二十九年度においてこれを受けなかつたものであるときは、昭和二十九年度における保険料収納割合が、第四条の五第一項の表に定める級において第一級であるか、又は昭和二十八年度における保険料収納割合より、二級以上向上したこと。

六　昭和三十年度における貸付については、昭和二十九年度における保険料収納割合が、百分の九十以上であり、且つ、当該保険者が昭和二十九年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、第四条の五第一項の表に定める級において第一級以上向上したこと。

（貸付金額）

第四条の五　前条の規定による貸付金の額は、昭和二十七年度未未収保険料のうち、厚生大臣が、厚生

省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認める額の百分の八十に相当する金額（以下「昭和二十八年度以降貸付対象額」という。）を基準として、左表に定めるところによる。

貸付年度の前年度における保険料収納割合	級	貸付金額
百分の七十以上	四	昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の四十に相当する額
百分の八十以上	三	昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の五十に相当する額
百分の九十未満		昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の三十に相当する額以下で厚生大臣の定める額
百分の九十以上	二	昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の七十に相当する額
百分の九十五未満		昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の四十に相当する額以下で厚生大臣の定める額
百分の九十五以上	一	昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の百に相当する額
		昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の六十に相当する額以下で厚生大臣の定める額
		昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の四十に相当する額以下で厚生大臣の定める額
		昭和二十八年度以降貸付対象額の百分の二十に相当する額以下で厚生大臣の定める額

2　第四条の三第二項の規定は、前条の規定による貸付について準用する。この場合において、第四条の三第二項中「昭和二十六年度における保険料収納割合」とあるのは「貸付年度の前年度における保険料収納割合」と読み替えるものとする。

3　同一の保険者が昭和二十七年度から昭和三十年度までの間において貸付を受ける貸付金の合計額が、当該貸付金の額の四分の一に相当する額から、「未払診療報酬（第三条又は第四条の二の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十六年度未払診療報酬を、第四条の四の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十七年度未払診療報酬をいう。以下同じ。）の額」に改める。

第十三条を次のように改める。

（昭和二十七年度に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例）

第十三条　昭和二十七年四月一日から同年七月一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。ただし、同年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。この場合において、第三条から第四条の三までの規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第三条各号に掲げる事項に関する昭和二十六年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間における これらの事項に関する実績をもつて、昭和二十六年度における実績とみなすものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（昭和二十八年度に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例）

第十三条の二　昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。ただし、昭和二十八年七月二日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年度において第四条の四の規定により貸付金を貸し付けることができない。

2　昭和二十八年四月一日から同年七月一日までの間又は同年十月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対し、貸付金を貸し付ける場合において、第四条の四及び第四条の五の規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第四条の四各号に掲げる事項に関するそれぞれ昭和二十七年度又は昭和三十八年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十七年度又は昭和二十八年度における実績とみなすものとする。

3　昭和二十八年七月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対する貸付金の貸付については、第四条の四第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同条第六号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、それぞれ変更して同条の規定を適用するものとし、その貸付金額については、昭和二十九年度における貸付金については、第四条の五第一項の表中昭和二十八年度の欄を、昭和三十年度における貸付金については、同表中昭和二十九年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（小島徹三君登壇）

○小島徹三君　ただいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、四法案の厚生委員会における審査の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず、健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。最近の社会的、経済的情勢の推移にかんがみ、適用範囲の拡大その他本制度の拡充をはかるため、所要の改正を行わんとするのが政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる改正点を申し上げますれば、第一に、現行の適用範囲を拡大し、新たに土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護事業を適用事業とすることであります。第二に、標準報酬を、現行最低二千円から最高二万四

千円までの十九等級を改め、三千円から三万六千円の二十等級とするとともに、その決定を毎年定時に行おうとすることであります。第三に、療養の給付期間を現行の二年から三年に延長することであります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案は、健康保険法の改正に伴い所要の改正を行おうとするものでありまして、そのおもなる点を申し上げますれば、第一に、適用範囲を健康保険法の改正と同範囲、すなわち土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護事業を適用事業とすることであります。第二に、標準報酬を、現行最低二千円から八千円までの十等級を改め、これを三千円から八千円までの六等級にするとともに、その改正は毎年一回定時に行おうとすることであります。第三に、傷病が治癒しない場合における廃疾の認定時期を、療養の給付開始後三年経過の時といおうとするのであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案のおもなる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を三年に延長せんとすることであります。第二に、傷病がなおらない場合における廃疾認定の時期を、療養の給付開始後三年を経過した時といたすことであります。

次に、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行法は第十三回国会において制定せられ、保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再建整備を助成することを目的としておるものでありますが、同法の施行の実績を見まするに、予期の半ばにも達せぬ実情にありますので、今回貸付金額を増額する等所要の改正を行い、所期の目的を達成せんとするのが、政府の本改正法案提出の理由であります。

次に、本改正法案のおもなる点を申し上げますれば、第一は、現行法では昭和二十六年度末までの診療報酬の未払いを昭和二十九年度までの間に解消することになつておるのを、昭和二十七年度末までの診療報酬の未払いを昭和三十年度までの間に解消するようにいたすことであります。第二に、現行法では貸付対象額は未収保険料の百分の五十となつているのを、百分の八十に引上げ、これに伴い、保険者が未払い診療報酬の支払いに充てるべき自己資金は、現行法では貸付金額と同額となつておるのを、貸付金額の四分の一に引上げようとすることであります。第三は、現行法による昭和二十七年度における貸付実績の低調にかんがみ、昭和二十六年度末までの未払い診療報酬の支払いに充てるため、昭和二十八年度においても貸付ができることとし、前項の改正にならつてその貸付対象額を増額することができるようにすることであります。

健康保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の二法案は六月十九日、船員保険法の一部を改正する法律案は六月二十二日、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案は六月二十三日、それぞれ本委員会に付託せられ、前三法案は同二十三日、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案と同二十四日、政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり審議に入りましたところ、医療給付費の国庫負担、療養期間延長に伴う医療費の増加、厚生年金積立金の還元融資、年金保険給付額の改訂、診療報酬の適正化、各種保険の統合等につき、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて、七月三日、以上四法案の質疑を打切り、同六日四法案を一括して討論に入りましたところ、自由党を代表して田中委員より、健康保険法の一部を改正する法律案については附帯決議を付し、その他の法案については希望を述べて賛成の意見が述べられ、日本社会党を代表して柳田委員、日本社会党を代表して杉山委員、自由党を代表して中村委員、改進党を代表して須磨委員より、それぞれ希望意見を付して賛成の意見が述べられたのであります。なお、詳細については会議録により御承知願います。

次いで、採決に入りましたところ、四法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、健康保険法の一部を改正する法律案について自由党の田中委員から提案せられた附帯決議を朗読いたしますれば、

附帯決議案

健康保険法第五十七条の医療期間延長に伴い、政府は此の際医療の万全を尽すため可及的速かに懸案中の諸問題の解決と医療給付に対する国庫負担の実現に努力せられんことを望む。

であります、本附帯決議案は全会一致をもつて議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

○副議長（原彪君）　四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原彪君）　御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十三　消防施設強化促進法案

（内閣提出）

○副議長（原彪君）　日程第十三、消防施設強化促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

消防施設強化促進法案

消防施設強化促進法

（目的）

第一条　この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社会公共の福祉を増進することに寄与することを目的とする。

（国の補助）

第二条　国は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、又は設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

補助の要件

第三条　この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

（基準額及び補助率）

第四条　前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2　前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、内閣総理大臣が定める。

（補助の申請）

第五条　市町村長は、当該市町村が購入し、又は設置しようとする消防施設に要する費用について国の補助を受けようとする場合においては、総理府令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な意見を附することができる。

（補助金の交付の取消、停止等）

第六条　内閣総理大臣は、市町村に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該市町村に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一　正当な理由がなくて、消防施設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三　前各号の外、内閣総理大臣の指示に違反したと認められるとき。

2　前項の規定により内閣総理大臣が補助金の交付の取消若しくは停

止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村長に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該市町村のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（指示監督）

第七条　内閣総理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける市町村の長に対して、消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助に係る消防施設を実地検査させることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

消防施設強化促進法案に対する修正案

消防施設強化促進法案に対する修正

消防施設強化促進法案の一部を次のように修正する。

第六条第一項第三号を削る。

第七条の見出し中「指示」を削り、同条中「消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い、」を削る。

消防施設強化促進法案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君　ただいま議題となりました消防施設強化促進法案に関し、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

年々増加する火災の損害に対し、市町村の消防施設はきわめて不完全なものでありますが、現下の窮乏せる地方財政をもつてしては、とうてい思うような措置を講ずることができないのであります。しかして、消防組織法第十五条の規定によりますと、消防の施設に対し国庫補助金を出すには別に法律を制定しなければならぬことになつておるのでありますが、従来いまだこの法律が制定せられておりませんので、今回本法案を提出し、国庫補助に関する具体的事項を定めんとするものであります。

法案は、去る六月十六日内閣より衆議院に提出せられ、同日本委員会に付託、六月二十三日政府委員から提案理由の説明を聴取した後審議を重ね、七月六日質疑を終了いたしましたところ、自由党、改進党及び日本社会党各委員共同をもちまして、法案の第七条中、「消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い、」を削り、それに伴つて第六条第一項第三号を削るという修正案が提出せられました。これは地方自治確保の趣旨から、かつは報告書の徴取または実地検査をもつて監督の目的を達するに足るとの見地から、第七条の内閣総理大臣の指示権は不必要なものと認めたためでありまして、討論採決の結果、全会一致をもつて修正案並びに修正せられた部分を除く原案を可決いたし、かくて本案は修正議決すべきものと決せられた次第であります。

なお、一般公共事業費の面における消防の補助に関する予算は、従来は建設省の所管でありましたのを、爾今国家消防本部にこれを移管するように努力する旨政府委員から言明のあつたことを、この際付言いたしておきます。

右報告いたします。（拍手）

○副議長（原彪君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原彪君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第十四　臨時船舶建造調整法案（内閣提出）

第十五　海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第十六　臨時船質等改善助成利子補給法案（内閣提出）

○副議長（原彪君）　日程第十四、臨時船舶建造調整法案、日程第十五、海上運送法の一部を改正する法律案、日程第十六、臨時船質等改善助成利子補給法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長關内正一君。

臨時船舶建造調整法案

臨時船舶建造調整法

（目的）

第一条　この法律は、臨時に船舶の建造についての調整を行い、もつてわが国の国際海運の健全な発展に資することを目的とする。

（建造の許可）

第二条　造船事業者が、総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有するもののうち政令で定めるものの建造（政令で定める重要な改造を含む。以下同じ。）をしようとするときは、その建造の着手前に運輸大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第三条　運輸大臣は、前条の許可の申請が、左の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の許可をしなければならない。

一　当該船舶の建造によつてわが国の国際海運の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと。

二　当該船舶を建造する造船事業者が、その船舶の建造に必要な技術及び設備を有していること。

2　前項第一号に掲げる基準の適用は、その判断の基礎となる事項につき、運輸大臣が海運造船合理化審議会にはかり、その意見を尊重して決定し、これに従つてしなければならない。

3　前項の規定により運輸大臣が決定した事項は、告示しなければならない。

（許可事項の変更）

第四条　第二条の許可を受けた者が、当該許可に係る船舶の設計のうち運輸省令で定める事項につき変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（不服の申立）

第五条　この法律の規定による運輸大臣の処分に関して不服のある者は、運輸大臣に対し、不服の申立をすることができる。

（聴聞）

第六条　運輸大臣は、前条の不服の申立を受理したときは、その不服の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、聴聞の期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

4　運輸大臣は、前項の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、そ

の家の中庭の中央をしたる者に送付することはならない。

第七条　第二条の規定による許可を受けないで、船舶の建造に着手した者は、二年以下の懲役又は三千万円以下の罰金に処する。

2　第四条の規定による承認を受けないで変更した結果に基き、当該変更部分の工事に着手した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める。

2　この法律は、昭和三十二年三月三十一日限り効力を失う。

3　第二条の規定は、この法律の施行の際現に建造に着手している船舶については、適用しない。

4　臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）は、廃止する。

5　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号を次のように改める。

十六　船舶の製造及び改造を許可すること。

6　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

臨時船舶建造調整法案（内閣提出）に関する報告書

（長崎号の離礁に関する報告）

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二、第十九条の三及び第十九条の四をそれぞれ第十九条の三、第十九条の四及び第十九条の五とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（保険契約締結の勧告）

第十九条の二　運輸大臣は、旅客定期航路事業を恒常的に確保し、且つ、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、運輸審議会に諮り、旅客定期航路事業者に対し、当該旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のための保険契約を締結することを命ずることができる。

第二十条の二中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第三十条第三号及び第三十条の三中「第十九条の三」を「第十九条の四」において準用する場合を含む。）を「第十九条の四」、「第十九条の五」において準用する場合を含む。）に改める。

海上運送法の一部を改正する法律案に対する修正案

海上運送法の一部を改正する法律案に対する修正

海上運送法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二、第十九条の三及び第十九条の四をそれぞれ第十九条の三、第十九条の四及び第十九条の五とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（保険契約締結の勧告）

第十九条の二　運輸大臣は、旅客定期航路事業を恒常的に確保し、且つ、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、運輸審議会に諮り、旅客定期航路事業者に対し、当該旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のための保険契約を締結することを命ずることができる。

第二十条の二中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第三十条第三号及び第三十条の三中「第十九条の三」を「第十九条の四」において準用する場合を含む。）を「第十九条の四」、「第十九条の五」において準用する場合を含む。）に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（職権の委任）

第四十五条の二　この法律に規定する運輸大臣の職権で総トン数五トン未満の船舶のみをもつて営む旅客定期航路事業に関するもののうち、省令で定めるものは、海運局長が行う。

2　この法律の規定中運輸審議会に関する部分は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第四十九条第二号中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

第四十九条の四中「第十九条の三」を「第十九条の四」において準用する場合を含む。）を「第十九条の四」、「第十九条の五」において準用する場合を含む。）に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律中第十九条の二、第二十条の二、第三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律中第四十三条の改正規定施行の際現に改正前の同条の規定による許可を受けて旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当該旅客定期航路事業を営んでいる者であつて、当

3　運輸大臣が前項の申請を受けた日から百八十日以内に、当該申請について免許を与える旨又は免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。

（他の法律の改正）

4　船舶安全法（昭和八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一　総噸数五噸未満ノ船舶（旅客運送ノ用ニ供スルモノヲ除ク）

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　前条ノ規定ニ拘ラズ総噸数五噸未満ノ船舶及第三十二条各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノニ付テ

ノ検査ハ主務大臣ニ於テ必要ト認ムル時ニ随時之ヲ行フモノトシ当該検査ノ方法及検査ニ基キ交付スル証書ソノ他ノ書類ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条中「第五条」の次に「、第五条ノ二」を加える。

第二十四条ノ二中「第十条第二項」を「第五条ノ二、第十条第二項」に改める。

第三十二条に次の但書を加える。

但シ旅客運送ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

5　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「船舶」の下に「（旅客運送の用に供する船舶を除く。）」を加える。

別表第一の船舶の欄平水区域を航行区域とする汽船の項中「総トン未満」を「総トン数百トン未満のもの」の前に「総トン数五トン未満のもの」を加える。

船長	丙種航海士	
機関長	丙種機関士	
船長	小型船舶操縦士	

別表第七の船舶の欄中「平水区域を航行区域とする汽船」を「平水区域を航行区域とする汽船（総トン数五トン未満であつて旅客運送の用に供するものを除く。）」に改める。

6　運輸大臣は、附則第五項施行の際、現に総トン数五トン未満の船舶であつて旅客運送の用に供するものにおいて、船長の職務を行つている者に対しては、その居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長）のその旨及び当該船舶が旅客運送の用に供するものであることの証明があつた場合に限り、昭和二十九年八月三十一日までのその者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

臨時船質等改善助成利子補給法案

臨時船質等改善助成利子補給法

（目的）

第一条　この法律は、低性能船舶の所有者でその船舶を解撤し、又は解撤のために処分する者が外航船舶の建造をする場合において、その建造に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給することにより、低性能船舶の減少と外航船舶の建造を促進し、もつてわが国の海運における船質及び船腹の構成の改善を図ることを目的とする。

（利子補給金の支給）

第二条　政府は、日本船舶たる低性能船舶（戦時標準型E型の船舶及びこれに準ずる低性能の船舶で、運輸省令で定めるものをいう。）の所有者でその船舶を運輸省令で定めるところにより解撤し、又は解撤のために処分するものが、外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。）の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船事業者に請け負わせる場合（当該外航船舶が昭和二十八年一月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間において起工される場合に限る。）において、政令で定める範囲の金融機関が当該外航船舶の建造に要する資金を当該外航船舶の注文者に融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

（利子補給金の支給の年限）

第三条　前条の規定による契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をした会計年度以降八箇年度以内とする。

（利子補給金の総額）

第四条　政府は、第二条の規定による契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにしなければならない。

（利子補給金の限度）

第五条　第二条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後二箇月までになされた融資の融資残高について、当該契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日までの融資残高に対しては年二分、当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後の融資残高に対しては年五厘の利率で計算した金額を限度とする。

（利子額の差引）

第六条　政府と金融機関との間に第二条に規定する契約が成立したときは、当該金融機関は、当該契約に係る融資の融資残高についての利子額を、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率（当該融資に関し、外航船舶建造融資利子補給法（昭和三十八年法律第一号）第二条に規定する契約が締結されている場合は、同法第六条の規定により引き下げた利率）で計算した利子額から第二条に規定する契約により政府から支給される利子補給金に相当する金額だけ差し引いたものとしなければならない。

（利子補給金の支給の停止等）

第七条　政府は、第二条の規定による契約に係る融資契約により融資を受けた者が、その所有する低性能船舶を同条に定めるところに従い、解撤せず、又は解撤のために処分しなかつたときは、当該金融機関に対し、当該融資についての利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第八条　政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、又は支給した利子補給金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、日本船舶たる低性能船舶の所有者でその船舶を解撤し、又は解撤のために処分するものが昭和二十八年一月一日以後に外航船舶の建造を造船事業者に請け負わせる場合における同日以後にされる外航船舶の建造のための融資に関して適用する。

臨時船質等改善助成利子補給法案
（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔関内正一君登壇〕

○関内正一君　ただいま議題となりました臨時船舶建造調整法案、海上運送法の一部を改正する法律案及び臨時船質等改善助成利子補給法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、臨時船舶建造調整法案の趣旨並びに内容を簡単に御説明いたします。

従来、鋼船の全部と二千総トン以上の木船の建造は、臨時船舶管理法により許可を受けることになつておりましたが、同法は本年四月二十八日限りで失効となつたのであります。しかしながら、わが国の国際海運の健全な発達を期するためには、なお当分の間建造される船舶について調整する必要がありますので、臨時的措置として、総トン数五百トン以上の国際航海船に限りその建造を許可制にしようとするのであります。

本法案は、去る六月十七日本委員会に付託され、二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、七月一日及び六日質疑を行つたのでありまするが、内容は会議録に譲ることといたします。

かくて、七月六日採決の結果、本法案は起立総員をもつて政府原案通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、海上運送法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来、旅客船が遭難の結果旅客が被害をこうむつた際に、被害者またはその遺族から賠償金または弔慰金を請求されましても、満足に支払えない事例がしば〳〵生じておるのであります。このような場合に備えて、利用者の利益を阻害している事実があると認めるときは、運輸大臣が保険命令を出すことができるように改めようとするのであります。

本法案は、六月二十二日本委員会に付託され、二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、七月六日、自由党関谷勝利君より、保険命令を事前に発し得るようにするとともに、総トン数五トン未満の旅客船については、海上運送法、船舶安全法及び船舶職員法の適用を受けしめることとして、旅客並びに船舶の安全を期すべきであるとの修正案が提出されたのであります。この修正案について質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲ることといたします。

次いで、修正案について討論に入り、日本社会党川島金次君より、本法の実施に伴い、五トン以下の船舶による旅客定期航路事業者の負担の増加を免れないので、政府はこれら中小業者の保護育成に万遺憾なき措置をとられたい旨の附帯決議を付して賛成の意見が述べられました。かくて、修正案について採決の結果、起立総員をもつて可決され、次いで、附帯決議案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決され、本法案は、附帯決議を付して修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、臨時船質等改善助成利子補給法案について申し上げます。

現在、わが国の船腹量は、外航船は著しく不足しておりまするが、一方内航船は、沿岸荷動きに比較して約二十五万重量トンが過剰であり、しかもその大部分はきわめて性質の悪い不経済な船舶なのであります。これらの船舶の整理は、わが国海運再建上喫緊の要務と存じます。かような見地から、低性能船舶の所有者がその船を解撤して外航船を建造する場合に、建造資金の融資について政府が利子の補給を行いまして、船質の改善を促進しようとするのであります。

本法案は、六月二十四日本委員会に付託され、二十七日政府より提案理由の説明を聴取し、七月十日及び六日質疑を行いましたが、内容は会議録に譲ります。

次いで討論に入り、日本社会党山口丈太郎君より、低性能船の解撤に際し、当該船舶の船員の中から犠牲者が生じないよう、政府並びに船主は万全の措置を講ずることを希望条件として賛成の意見が述べられました。引続き採決の結果、本法案は起立総員をもつて政府原案通り可決すべきものと議決しました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（原彪君）　三案を一括して採決いたします。日程第十四及び第十六の委員長の報告は可決でありまして、日程第十五の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原彪君）　御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

明八日は定刻より特に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

出席国務大臣

法務大臣　犬養　健君
外務大臣　岡崎　勝男君
運輸大臣　石井光次郎君
労働大臣　小坂善太郎君

出席政府委員

内閣官房長官　福永　健司君
大蔵政務次官　愛知　揆一君
厚生政務次官　中山　マサ君
厚生省保険局長　久下　勝次君
建設政務次官　南　好雄君

朗読を省略した報告

一、去る四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律
以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律
一、昨六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
鉱業法の一部を改正する法律
火薬類取締法の一部を改正する法律
国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律
一、昨六日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員会事務局経済部長　坂根　哲夫
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長　細田　吉蔵
国家地方警察本部刑事部長　中川　董治
国家地方警察本部警備部長　山口　喜雄
行政管理庁監察部長　山中　德二

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、昨六日議長において承認した山中德

二を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　高田　弥市君　高橋圓三郎君
人事委員　伊藤　好道君
地方行政委員　萩元たけ子君
法務委員　三宅　正一君
外務委員　金光　庸夫君　増田甲子七君
西尾　末廣君
大蔵委員　宇都宮德馬君　今澄　勇君
文部委員　尾関　義一君　町村　金五君
厚生委員　滝井　義高君　岡　良一君
運輸委員　内田　信也君
労働委員　荒木萬壽夫君　春日　一幸君
建設委員　平井　義一君
経済安定委員　永田　良吉君
予算委員　佐藤　芳男君　並木　芳雄君
櫻井　奎夫君　木下　郁君
中澤　茂一君
議院運営委員　河本　敏夫君　館　俊三君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　平井　義一君　永田　良吉君
人事委員　櫻井　奎夫君
地方行政委員　滝井　義高君
法務委員　木下　郁君
外務委員　尾関　義一君
岡　良一君
大蔵委員　宇都宮德馬君
増田甲子七君
文部委員　春日　一幸君
金光　庸夫君
厚生委員　荒木萬壽夫君
萩元たけ子君
運輸委員　西尾　末廣君
高橋圓三郎君
労働委員　中澤　茂一君
町村　金五君
建設委員　高田　弥市君
経済安定委員　内田　信也君
予算委員　河本　敏夫君　河野　金昇君
伊藤　好道君　三宅　正一君
今澄　勇君
議院運営委員　佐藤　芳男君　岡田　春夫君

一、昨六日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　今澄　勇君（理事今澄勇君去る三日委員辞任につきその補欠）

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　島上善五郎君　中村　高一君
外務委員　宇都宮德馬君　尾関　義一君
須磨彌吉郎君　中野　四郎君
大蔵委員　増田甲子七君　金光　庸夫君
文部委員　金光　庸夫君
厚生委員　中野　四郎君　須磨彌吉郎君
建設委員　三鍋　義三君
予算委員　山崎　巌君　伊藤　好道君
福田　昌子君　中居英太郎君
北　玲吉君

一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　福田　昌子君　中居英太郎君
外務委員　増田甲子七君　金光　庸夫君
中野　四郎君　須磨彌吉郎君
大蔵委員　宇都宮德馬君
文部委員　尾関　義一君
厚生委員　須磨彌吉郎君　中野　四郎君
建設委員　伊藤　好道君
予算委員　佐藤洋之助君　三鍋　義三君
島上善五郎君　中村　高一君
河野　一郎君

一、昨六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　小平　久雄君　高橋　等君

一、昨六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員　長谷川　峻君　安井　大吉君

一、経済安定委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）

一、意見を聞こうとする問題

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求める。

昭和二十八年七月三日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る四日経済安定委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）

一、意見を聞く問題

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について

一、公聴会の日時

昭和二十八年七月十日　午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十八年七月四日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る四日議員から提出した議案は次の通りである。

労働委員長赤松勇君解任決議案（倉石忠雄君外十名提出）

一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。

通行税法の一部を改正する法律案
外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案

一、去る四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案
保険業法等の一部を改正する法律案
人権擁護委員法の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

人権擁護委員法の一部を改正する法律案（内閣提出第八二号）（参議院送付）
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号）（参議院送付）

以上二件　法務委員会　付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出、衆法第二〇号）

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）（参議院送付）

保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八五号）（参議院送付）

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）

以上四件　大蔵委員会　付託

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）　運輸委員会　付託

一、去る四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農産物検査法の一部を改正する法律案

北海道防寒住宅建設等促進法案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

産業労働者住宅資金融通法案

ばい予防法案

一、去る四日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案

一、去る四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

一、昨六日議員から提出した議案は次の通りである。

領土に関する決議案（益谷秀次君外三十九名提出）

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

建設業法の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

昭和二十八年七月七日　衆議院会議録第十八号　議長の報告

昭和二十八年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案

昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案（内閣提出第一五六号）

昭和三十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出第一五七号）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一五八号）

日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五九号）

以上五件　大蔵委員会　付託

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）　建設委員会　付託

一、昨六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出）

一、昨六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

鉱業法の一部を改正する法律案

火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、今七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

領土に関する決議案　益谷秀次君外三十九名

衆議院会議録第十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
二四五	二	四	永田亮吉君	永田良吉君